

特記仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、守口市水道局（以下「甲」という。）が委託する高圧受配電設備点検清掃委託の取り扱いについて定めるものである。

(業務の対象)

第2条 甲が業務を委託する電気設備の概要は次のとおりで、別紙図面「単線結線図」及び「平面図」に示した範囲とする。

	守口市 第1配水場 第1,2ポンプ 室含む	守口市 第2配水場	東郷配水場	水道局庁舎	備 考
受電電圧	6,600V	6,600V	6,600V	6,600V	
受電設備 総容量	4,160KVA	700KVA	340KVA	275KVA	「単線結線図」 参 照
停電可能 時間	0:45～5:00	土曜日 午後3時間 (第1・第2 土曜日除く)	0:30～5:00	土曜日 午前3時間 (第1・第2 土曜日除く)	本市担当職員 と調整

(業務責任者)

第3条 業務責任者は、業務を行うものを指導監督するとともに、本市担当職員との連絡を密にし、適切な業務の履行に努めること。また、業務責任者は、業務履行の監理、運営に必要な知識、技能及び経験を有するものとする。

(業務の細目)

第4条 受注者（以下「乙」という。）の業務は次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行うこと。

- ①電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、電気工作物の点検、測定
- ②高圧受配電設備の清掃
- ③守口市第1配水場継電器試験
 - ・過電流継電器 28台

(停電時電源)

第5条 停電時に必要な電源（照明、試験器等）は乙が準備し、器具の設置及び配線方法をあらかじめ本市担当職員と打ち合わせすること。

(作業日)

第6条 守口市第1配水場で1日、東郷配水場で1日、守口市第2配水場と水道局庁舎で1日の停電を予定しているので、第2条の停電可能時間内に確実に作業を完了するように準備をしておくこと。

なお、大雨や災害等による作業日の変更は、本市担当職員と協議するものとする。

(関西電力送配電引込開閉器)

第7条 PAS点検に伴う関西電力送配電引込開閉器操作に当たり、必要な届出手続等は乙が代行し、遺漏なく行うこと。その費用も本委託に含むものとする。

(点検対象盤及び機器)

第8条 点検対象盤及び機器は図面 No. 2～No. 21 に記載されているものとする。

(絶縁抵抗測定)

第9条 高圧絶縁抵抗測定の測定対象は図面 No. 3～5, 7～10, 12, 14, 16, 19, 21 単線結線図の高圧回路全域とする。低圧絶縁測定の測定対象は【別表 1-1】～【別表 1-6】「絶縁抵抗測定対象負荷(低圧)」に記載されているものとする。

(接地抵抗測定)

第10条 接地抵抗測定の測定箇所は下記のとおりとする。

①守口市第1配水場

- ・A種避雷器共用：構内柱PAS
- ・A 種：高度処理棟3階電気室接地端子箱
- ・B 種：高度処理棟3階電気室接地端子箱
- ・C種(400V回路用)：高度処理棟3階電気室接地端子箱
- ・C種(計装用)：高度処理棟3階電気室接地端子箱
- ・D 種：高度処理棟3階電気室接地端子箱
- ・測定補助接地極：高度処理棟3階電気室接地端子箱
- ・A, B, D種共用：第1ポンプ室高圧電動機盤内、第2ポンプ室高圧電動機盤内

②守口市第2配水場

- ・A 種：構内柱PAS
- ・A, B, D種共用：第3ポンプ室高圧盤内、屋外高圧盤内

③東郷配水場

- ・A種避雷器共用：構内柱PAS、避雷器
- ・A, D種共用：2階高圧盤内、地下階高圧電動機盤内
- ・B 種：2階変圧器盤内

④水道局庁舎

- ・A 種：構内柱PAS
- ・A種(避雷器用)：構内柱避雷器
- ・A, B, D種共用：屋上高圧盤内

(点検内容)

第 11 条 点検内容は【別表 2】「点検測定及び手入規準」のとおりとする。

(提出書類)

第12条 この仕様書に基づき提出する書類は、次のとおりとする。

- ①業務実施計画書（工程、安全対策等） 1 部
- ②完成図書（点検結果報告、試験成績書、点検写真等） 2 部

(別契約工事及び委託業務)

第13条 守口市水道局が発注する配水場内工事及び委託業務と調整が必要な作業については、本市担当職員の調整に協力し、配水場の日常業務に支障を与えないよう十分配慮し、点検清掃に努めること。

本市担当職員が指示した場合は、共同使用部分の工程表及び、計画書を関連業者と共同で作成し、提出すること。

(交通規制)

第 14 条 乙は資材の運搬にあたり規制内容に該当する場合は、車両制限令通行許可証を得ること。なお、この申請に伴う費用は本工事請負費に含むものとし、この写しを本市担当職員に提出すること。

規制内容 通行禁止車両道路区間（積載車両 3 t）

区 間 守口市八雲北町 3 丁目 11－15～守口市八雲北町 3 丁目 37－40

(その他)

第15条 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合は本市担当職員と協議するものとする。